

令和6年度青森県りんご高密度植専用苗木増産事業

<事業のポイント>

県は、りんごの高密度植栽培を推進し、生産量の堅持と産地の持続的発展を図るため、県内の苗木業者、全国農業協同組合連合会青森県本部、農業協同組合及びりんご生産者が組織する営農集団が、高密度植わい化栽培で使用する専用苗木、専用苗木に使用する台木及び台木生産のための親株の増産に取り組む事業に要する経費について支援します。

<事業の内容>

1 補助対象経費

苗木業者等がりんご高密度植栽培に使用する専用苗木等を増産するために要するかかり増し経費（通常の苗木養成では要しないかかり増し経費をいう。）で、次に掲げるもの

①資材費

農業用支柱、ポリマルチシート、植物成長調整剤その他知事が必要と認める資材に係る経費

②労務費

植物成長調整剤処理、かん水、野ねずみ対策、専用苗木の堀取り・選別その他知事が必要と認める作業の時間に青森県最低賃金を乗じて得た額

2 補助金の額

補助対象経費の2分の1に相当する額又は255円に専用苗木等の増産本数を乗じて得た額のいずれか低い額以内の額

<事業イメージ>

専用苗木の増産 ※1
(1年生フェザー苗木)

専用苗木の台木の増産
※1、2
(M.9台木)

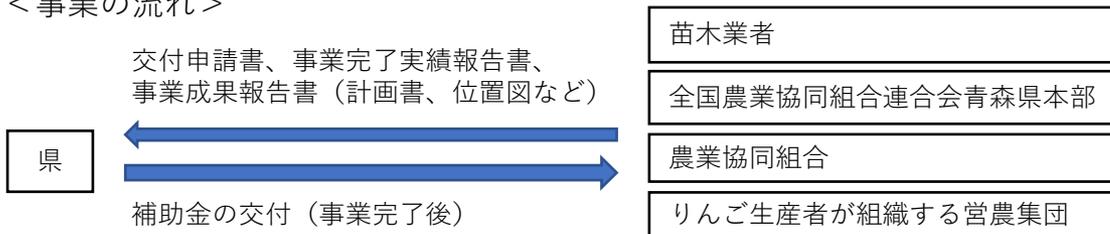
専用苗木の台木の親株の増産 ※1、2
(M.9台木を取るための親株)

- 専用苗木に使用する台木や専用苗木生産のノウハウが蓄積
- 高密度植栽培に使用する専用苗木が増産
- 高密度植栽培に取り組む生産者が増加

※1 増産本数の下限について、専用苗木又は台木は300本程度、親株は150本程度とし、専用苗木及び台木の増産に併せて取り組む場合は、合計300本程度とする。また、自家使用を目的とした専用苗木の増産は除く。

※2 M.9台木として増産したものは、翌年度、必ず専用苗木の台木として使用すること。

<事業の流れ>



事業スケジュール及び事業対象区分

対象区分	春	夏	秋	冬
事務手続きの流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付申請書の提出 事業計画書、位置図、資材費の見積書や作業 予定スケジュール表など </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業完了実績書の提出 事業実績書、経費が確認でき る書類など ・確認は作業日誌や帳簿、 納品書等の写しを提出 </div>
専用苗木 (1年生フェザ-苗) ※M.9台木に穂木を接 いだ揚げ接ぎ苗を養成	接木苗の準備 圃場準備 ポリマルチシート被覆 植え付け 支柱への固定	植物成長調整剤散布 かん水作業(適宜)	マルチ除去 落葉処理	苗木掘取り・選別 冷蔵庫保管
M.9台木 ※M.9台木の親株に土 寄せして取り木繁殖で 台木を増産	覆土の除去	土寄せ		収穫・選別 冷蔵庫保管 親株の越冬準備 親株の野ネズミ対策
M.9台木の親株 ※M.9台を取り木繁殖 するために親株を養成	親株の準備 親株の定植	親株の横伏せ 土寄せ		新梢の切り戻し 親株の越冬準備 親株の野ネズミ対策

補助対象経費：苗木業者等がりんご高密度植栽培に使用する専用苗木等を増産するために要するかかり増し経費
(通常の苗木養成では要しないかかり増し経費)

- ①資材費：農業用支柱、ポリマルチシート、植物成長調整剤など
- ②労務費：植物成長調整剤処理、かん水作業、野ネズミ対策、専用苗木の掘取り・選別作業など

補助金の額：補助対象経費の2分の1に相当する額又は255円に専用苗木等の増産本数を乗じて得た額の
いずれか低い額以内の額